

## 第1回国土審議会大都市圏政策ワーキングチーム

平成21年6月19日

【是澤室長】 それではお待たせいたしました。ほぼ定刻となりましたので、ただいまから第1回国土審議会大都市圏政策ワーキングチームを開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中、また本日非常に暑い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます、国土計画局大都市圏制度企画室の是澤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まずお手元に配付しました資料の確認をさせていただきたいと思います。上から順にまず議事次第、その次に座席表、資料1、本ワーキングチームの委員名簿でございます。資料2「大都市圏制度に係る論点等について」、資料3「大都市圏制度の体系」、A3の折り込みになってございます。それから資料4「大都市圏制度に係る論点等（説明資料）」でございます。資料5「ワーキングチームの今後のスケジュール」。それから参考資料1、ワーキングチームの設置要綱、参考資料2「大都市圏整備法に基づく政策区域制度の見直しの方向について（報告）」、これは折り込みになってございます。それから参考資料3、同じく「大都市圏整備法に基づく政策区域制度見直しの方向について（報告）」、参考資料4が「大都市圏整備計画の概要」、参考資料5が「広域地方計画（計画原案）の概要」。

以上でございますが、お手元に不足しているもの等ございましたら、事務局までご指示いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

なお、本ワーキングチームにつきましては、大都市圏政策ワーキングチーム設置要綱の4の規定により、会議、議事録ともに原則公開することとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきましても、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

それでは初めに、国土交通省国土計画局の川本局長よりあいさつを申し上げます。

【川本国土計画局長】 国土計画局長の川本でございます。今、司会のほうからお話があったのですが、委員の先生方には大変お忙しい中、ワーキングチームにご参画をいただきまして、ありがとうございます。

大都市圏政策の見直しにつきましては、既にこれまで浅見座長にお願いして、研究会を

ずっと積み重ねてきたところでございます。新たに審議会の中の組織ということで、委員会をその中のワーキングチームということでスタートをさせていただくということにいたしましたところでございます。

もう既に、研究会でも随分ご議論をいただきましたし、今回、お加わりになった林先生はかねてからこちらのほうでいろいろご指導をちょうだいいたしております。したがって、背景等々については、るるご説明することは避けたいと思っておりますが、昭和30年代からの制度につきまして、最近では分権の観点から、いろいろな義務づけはやめてくれとか、それから制度の抜本の見直しが必要なんじゃないかというご指摘を随分いただくようになっております。

そろそろ私も、もう個別に見て、制度の必要性、政策の必要性が薄れたもの、あるいはなくなったもの、制度の必要性が残っているのであれば、どういう残し方があるのかといった点、1つずつ仕分けをしていかなければいけないのではないかと考えております。仮に制度を残すとした場合には、例えば分権との関係では、制度の立て方をどう変えるのが適切なのかといった点も含めて、この後の大都市圏制度自体について方向を決めていかなるを得ない状況になってきたのではないかと考えております。

このワーキングチームでいろいろご議論をいただきまして、あわせて公共団体とも意見交換を進めながら、本年には基本的な方向づけというものをしたいと思っております。場合によっては来年の通常国会には制度の見直しというものを諮っていくということを考えていきたいと思っております。

制度自体もそうでございます。その背景にあります政策の部分も含めまして、ぜひこのワーキングチームの中で、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしまして、私のほうからの冒頭のごあいさつにさせていただきます。よろしく願いいたします。

【是澤室長】　　続きまして、本日は第1回のワーキングチームでございますので、委員の方々をご紹介したいと思います。

まず東京大学空間情報科学研究センター、副センター長の浅見委員でございます。

【浅見委員】　　浅見です。よろしく願いいたします。

【是澤室長】　　浅見委員には当ワーキングチームの座長もお願いしております。

続きまして、社団法人中部経済連合会常務理事の大野委員でございます。

【大野委員】　　よろしく願いいたします。

【是澤室長】 続きまして関西学院大学経済学部教授の林委員でございます。

【林委員】 よろしくお願いいいたします。

【是澤室長】 続きまして千葉大学大学院工学研究科准教授、NPO法人地域経営支援ネットワーク理事の村木委員でございます。

【村木委員】 村木です。よろしくお願いいいたします。

【是澤室長】 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授の横張委員でございます。

【横張委員】 横張でございます。よろしくお願いいいたします。

【是澤室長】 以上の5名の方々に、本日のワーキングチームを進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

なお、委員につきましては、このほかに社団法人関西経済連合会理事の櫻内委員にもお願いいしているところでございますが、本日はご欠席とのご連絡をいただいております。

次に国土交通省からの出席者を紹介させていただきます。

国土計画局長の川本でございます。

大臣官房審議官の伊藤でございます。

【伊藤官房審議官】 よろしくお願いいいたします。

【是澤室長】 同じく大臣官房審議官の幾度でございます。

【幾度官房審議官】 幾度でございます。よろしくお願いいいたします。

【是澤室長】 広域地方整備政策課長の和田でございます。

【和田広域地方整備政策課長】 和田でございます。よろしくお願いいいたします。

【是澤室長】 大都市圏制度企画室の角田でございます。

【角田課長補佐】 角田でございます。

【是澤室長】 同じく大都市圏制度企画室の井上でございます。

【井上専門調査官】 井上です。よろしくお願いいいたします。

【是澤室長】 以上、よろしくお願いいいたします。

それでは、ワーキングチームの具体的な議論に入りたいと思いますので、ここからは浅見座長に議事進行をお願いいたします。浅見座長、よろしくお願いいいたします。

【浅見座長】 浅見でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、皆様のご協力を賜りながら、ワーキングチームの運営を進めてまいりたいと思います。まずお手元の議事次第に従いまして、議事を進行したいと思いますが、議事（1）「大都市圏制度に係る論点について」ということで、これについて事務局よりご説

明をお願いいたします。

【是澤室長】 お手元の資料のまず資料1、これは既に紹介しました本ワーキングチームの委員の名簿でございます。議事につきまして資料2と資料3及び資料4を使ってまずご説明申し上げたいと思います。資料2と資料4をお手元に開いていただきたいと思いません。

資料2に沿って説明させていただきます。本ワーキングチームにおける大都市圏制度に係る論点等について、まずご説明申し上げたいと思います。検討の背景でございますけれども、先ほど局長のあいさつの中にもありましたが、若干補足させていただきます。

まず1つは、既にご案内のとおり、平成18年12月に大都市圏制度調査専門委員会の報告がなされております。この報告の時点から時間が経過しまして、その報告の前提となっていました広域地方計画の策定が随分進んでまいりまして、その目前に迫っております。その具体的なイメージがあらわれてきたところでございますので、それとの関係において、今後の大都市圏制度の具体的な方向性について議論する環境が整ってきたというのが1つございます。

それから、背景の2点目でございますけど、先ほどありましたように、地方分権改革を政府全体として今進めているところでございますけれども、これまで2次にわたる勧告が地方分権改革推進委員会から出されておまして、その中では特に国の義務づけ・枠づけの中で、大都市圏制度に関連するものとしましては、後ほど説明いたしますけれども、例えば建設計画の策定など、こういった国が地方自治体に対して義務づけ・枠づけを行っている事業については、見直しをすべきだということが勧告で示されているところでございます。こういった2点をまず背景といたしまして、検討をお願いしたいと思っております。

それから、続きまして検討の視点でございますけれども、3点ほど挙げさせていただいております。1つは三大都市圏、これは首都圏、近畿圏、中部圏、ご承知のとおりでございますけれども、こういった大都市圏につきまして、他の圏域、我が国の地方圏、他の圏域とは異なるような課題が実際存在しているのか。また取り扱いとして、その大都市圏だけ特別な取り扱いが必要であるかというのが横断的な視点だと思っております。

それから2番目の視点でございますけれども、この大都市圏制度ができて、首都圏整備法がまずできたのが昭和31年、その後順次制度が整備されてまいりましたが、その後、いろいろな個別分野でのその他の制度が整備されてきておまして、そういった大都市圏制度と他の個別分野の制度を比較してみますと、その個別分野での制度では対応が困難で

あって、総合的な圏域の整備を進めるこの大都市圏制度としての取り組みが引き続き必要であるかというのが2番目の検討の視点でございます。

それから、先ほど申しました地方分権との関係で、国の関与というのは今後いかにあるべきかというところでございます。資料4を使いまして、地方分権の動きを簡単にまずここでご説明しておきたいと思います。この資料4の1ページ、これは地方分権、平成19年4月以降の大きな流れでございまして、昨年12月に第2次勧告まで出されております。この第2次勧告の中身としまして、先ほど申しましたように、国が地方公共団体に義務づけしているもの、あるいは枠づけしているもの、こういったものを見直すべきという勧告が具体の法律の条項ごとに出されているところでございます。現在は、先ごろ中間報告というのが出されましたが、第3次勧告に向けて検討が進められているという状況でございまして、この地方分権の法律自体が時限立法でございまして、来年の3月末ぐらいまでに期限を迎えるというような状況でございます。

義務づけ・枠づけとの関係でいきますと、続きまして2ページでございますけれども、自治事務のうち、国の法令によって義務づけ・枠づけをしているものを全部法律ごとに、条項ごとに洗い出しをしまして、約1万条項あって、その中でこの地方分権改革推進委員会として存置を許容する場合のメルクマールというのを設定してございます。これは右側に幾つか書いてございますけれども、このメルクマールに従って存置を許容するかどうかという、該当・非該当の判断が既に示されております。

その存置を許容するに該当しない、非該当のものにつきましては、その下でございますけれども、1から3の順序で見直すべき、すなわち廃止、あるいは単なる奨励、これは法律の書き方で言いますと、「できる」とか「努める」とか、そういう規定等でございますけれども、そういったものを講ずるといような見直しをすべき。その他、に書かれているような上書き等の許容といった見直しをすべきといったことが勧告に出されておまして、今後、各法律、条項ごとにどういうふうな整理をしていくかというのがまさに今後の作業となっているところでございます。

その中で、大都市圏制度に関連したものとしまして、主なものを次の3ページに示してございます。首都圏、近畿圏、中部圏の制度としまして、まず大きなそのブロック全体の計画である整備計画、それから中ほどでございまして、建設計画、その他の計画が幾つかございますけれども、国が府県に義務づけているという観点から言いますと、上のほうから申しますと、中部圏などでブロック計画、中部圏の開発整備計画について、関係

県に案を作成するという義務づけがされていますけれども、その関係県の作成提出義務を廃止すべきだと。

あるいはこれも中部圏固有のものとして、協議会の設置が義務づけられていますけれども、これは廃止すべきだというようなことが出されております。

あと建設計画につきましては、近畿圏・中部圏につきましては、関係府県知事が作成することになっておりますが、これの作成義務も廃止すべきということが勧告に盛り込まれています。

それから、保全区域整備計画の内容については、後ほどまたご説明申し上げますが、これも同じく府県知事に作成を義務づけとしておりますけれども、こういったものについても廃止すべきと。それから、近郊緑地保全計画、近畿圏につきましては、これも廃止すべきということで、都府県に義務づけていないものについては特に廃止するという勧告は当然出されていないわけで、今、この赤で示されたようなところについて、勧告が出されているといった状況でございます。

続きまして、資料2に戻りまして、論点を順番に説明してまいりたいと思います。まず1番目の論点、圏域全体の都市インフラ等の総合的かつ計画的な整備というところでございますけれども、まず1番目のポイントでございます。大都市圏につきましては、大都市圏整備法に基づきまして、国土交通大臣が決定する整備計画というのがございます。これは先ほどの資料4の4ページに三圏の計画の概要と、それから国土形成計画法に基づきまず広域地方計画の比較を簡単に示してございます。

この4ページの表で簡単に比較をしてみたいと思いますが、まず対象圏域でございますけど、若干の重なりというのはございますけれども、大都市圏とそれから広域地方計画、同じ圏域をカバーしている計画というのが存在してございます。

続きまして、次の政策区域の指定方法というところでございますけれども、大都市圏の計画につきましては、政策区域というのが大都市圏制度で指定されておりまして、特に近畿圏、中部圏につきましては、政策区域の指定に関する事項というのも、それぞれの近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画の計画事項になっておりまして、その記述がございます。首都圏につきましては、政策区域が計画の策定以前に決まっていたというのもあって、こういった政策区域の指定の方針に関する記載はございません。そういった差異がございません。

それから、具体的政策区域としてこういったものがあるかということでございますけど、

お手元に三圏の現況図というのをお配りしておりますが、詳細は省略させていただきますけれども、例えば首都圏であれば、過度の集中を防止する既成市街地、それからその周辺の計画的な市街地整備を図る近郊整備地帯、それからその周辺の工業都市等を整備する都市開発区域、それから緑地の保全をする近郊緑地保全区域、こういった政策区域というのが具体的に設定されてございます。

この政策区域に関連しまして、先ほど4ページの下のほうでございますけれども、いろいろな大都市圏制度以外の法制度がこの政策区域を引用していろいろな措置を講じているというものがございます。代表例としまして、都市計画法とか、あるいは農住組合法だとか、市街化区域内農地の宅地並課税というのは、地域要件としてその政策区域を引用しているというものがございます。

広域地方計画との比較で言いますと、右側になりますけれども、広域地方計画にはこういうものはございませんということでございます。

それから5ページになりますけれども、計画事項としまして、先ほど申しましたように大都市圏計画については政策区域の指定以外に、各地域の具体的な施設整備に関する記述というのが計画事項になっているところでございまして、これが右側の広域地方計画との違いになっているところでございます。

それから、続きまして同じく資料4の7ページでございますけれども、今まで説明したのは法制面の違いでございますけれども、実態面の違いといたしまして、実態面というのは実際に計画の内容として、どういう違いが見られるかということでございますけれども、三圏の計画の記載事項と広域地方計画の記載事項、若干の差異が見られていまして、三圏の計画の中では、この絵に書いてございますように、圏域構造というのが圏域の将来像ということで明確に提示されてございます。

その概要につきましては、後ろのほうですけれども、参考資料の4にちょっと簡単な概要だけつけてございますけれども、1枚表紙をおめくりいただきますと、例えば首都圏であれば、分散型のネットワーク構造、こういった具体的な圏域構造というのが示されていると。拠点となる交流拠点、あるいは業務核都市、こういう拠点と、それからネットワークというのが具体的に示されているというのが1つございます。ほかの圏域でも程度の差はありますけれども、同じように圏域構造というのが示されているのが、大都市圏計画の1つの特徴ということになってございます。

資料4の7ページの先ほどの比較の絵に戻りますけれども、広域地方計画でも、それぞ

れの圏域の将来像というのが示してありまして、圏域構造というのも若干触れてございませぬけれども、明確な形でこういった圏域にしていくというような構造はあまり示されていないというのが相対的な差異となっているところでございます。

このような大都市圏計画の特徴もございまして、例えば都市計画とか、その他いろいろな計画のこういう大都市圏計画がある種の上位計画的なものとして位置づけられていまして、都市計画等の参考になるということで、実際の効果が発生しているところでございます。

ちょっと資料の説明が長くなりましたが、論点に戻りまして、論点1の丸1のところでございますけれども、このように大都市圏の整備計画と、広域地方計画というのが並存している状況が現在の状況でございます。これらの2つの大きな体系の計画をそれぞれ今後とも作成する必要があるのか。もし仮に作成するとしても、少なくとも両計画を一体として作成するなど、地方公共団体等の負担軽減を図るべきではないかというのが、論点1の1つ目のポイントでございます。

それから、2番目のポイントでございますけれども、計画策定における国土審議会とのかかわりというものでございます。これは資料4の6ページ、すみません、いろいろ資料があっち行ったりこっちに行ったりして申しわけございませんけど、そこに手順が簡単に示してございます。広域地方計画と整備計画で、それぞれ意見を聞く者というのが、例えば大都市圏計画であれば、国土審議会の意見を聞くことになっておりますし、及び地方公共団体の意見を聞くということが法律で決められております。

他方、広域地方計画におきまして、有識者懇談会を設置しまして有識者の意見を聞くというのと、加えまして、下のほうに大枠で青い枠で囲まれているところでございますけれども、地方公共団体及び経済界、国の機関の支分部局等の長、こういった者からなる広域地方計画協議会というのが構成されて、いろいろ協議を重ねてございますけれども、この広域地方計画協議会の協議を経るとというのが広域地方計画の手続として法定の事項になっているところでございます。

そういった手順の違いがありますが、論点の先ほどの1番目の2番目のポイントに戻りまして、こういった手順の違いを踏まえて、今後、大都市圏計画につきまして、国土審議会のかかわり方はどのようにあるべきか。他方、広域地方計画の作成に関与する広域地方計画協議会や有識者懇談会との関係はどのように考えるかというのが2番目の論点として挙げさせていただきました。

続きまして、論点2でございます。これは大都市の中心、首都圏でいえば先ほど申しました既成市街地の周辺のところに近郊整備地帯等の政策区域が設定されていますけど、そういう大都市近郊部及びその周辺部の都市環境等の総合的・計画等な推進というのが2番目の論点でございます。1番目のポイントでございますけど、これは資料4の8ページに示しているものでございますけど、近畿圏・中部圏におきましては圏域全体を対象とする、先ほど説明しました整備計画に加えまして、それぞれの都府県及びそれぞれの政策区域ごとに、建設計画を作成することが府県知事に対して義務づけられております。

この概要は8ページに示しているところでございますけど、下のほうに建設計画の効果というのがございますけど、非常に子細な施設ごとの計画になってございまして、これはかつては財政上の特別措置を講じるための根拠になっていたところでございますけれども、これは19年度で適用期間が停止されているということで、その効果は著しく下がってきているという状況でございます。

論点に戻りまして、このような建設計画については、少なくとも各府県が必ず建設計画を作成することまでは必要ないのではないかとというのが、論点の1つ目のポイントでございます。

それから、2つ目のポイントでございますけれども、これは資料4の10ページから12ページでございますけれども、大都市近郊部や周辺部を対象としました大都市圏制度としまして、工業団地造成事業、それから固定資産税に係る地方財政措置、こういったものが講じられているところでございます。

10ページが工業団地造成事業の概要でございます。これは都市計画事業として、左側の細かい字で書かれているところの法的効果というところに書いてございますけれども、都市計画事業として施行されるということで、収用権の付与だとか、あるいは用地提供者に対する特別控除等が適用されているというものでございます。

実際の事業一覧、ちょっと細かいもので恐縮でございますけれども、現在においても継続しているものが、例えば福井だとか兵庫のほうに少しございますけれども、一時期に比べると数は随分減ってきているというものでございます。

今の資料4の次のページ、11ページでございますけれども、こういった工業団地にかかわる整備に係る事業制度というのは幾つか他にもございまして、ここに比較しているのは土地区画整理事業、あるいは開発行爲として任意でやるもの、こういったものがございまして、先ほどちょっと説明いたしましたように、工業団地造成事業につきまして

は、真ん中工業団地造成事業の下から2つ目の欄でございますけれども、譲与所得に係る5,000万円控除だとか、少し他の事業にはないような特別な措置が講じられているというのが一つ特徴になっているところでございます。

それから、続きまして次の12ページでございますけれども、都市開発区域につきまして、不均一課税というのがなされておまして、これは工場を建設する際の不動産取得税、固定資産税に対して減免措置を地方でやった場合に、その減収分を補てんするという措置でございます。これの実績が下のグラフに書いてございますけれども、これにつきまして他は他の地方財政に係る制度、12ページの下表では、企業立地促進法との比較をしておりますけれども、こういった他の制度がいろいろ整備されてきているというものでございます。

企業立地促進法のほうがある種対象分野としては、取得金額の要件が10億円と2億円というふうに広がっているというのがございまして、こういった他の制度が整備されてきているということを踏まえまして、最後の論点でございますが、こういった工業団地造成事業、あるいは地方財政措置については今後も必要か。特に他法令、先ほど説明しました企業立地促進法等でございますけれども、そういった措置も存在する地方財政措置につきましては、引き続き必要と言えるだろうかというのが2番目のポイントでございます。

論点の次のページをおめくりいただきたいと思います。3つ目のポイントでございますけれども、仮にこのような工業団地造成事業、あるいは地方財政措置のように、大都市の近郊部や周辺部に地域を限定した仕組みがもし必要ないということであれば、その対象地域であります近郊整備地帯、あるいは都市開発区域等の区域も不要ではないだろうかというのが3番目のポイントでございます。

続きまして論点の3番目でございます。「近郊緑地の保全等」、これは資料4のほうでは13ページ以降に概要を説明したものを付けてございます。近郊緑地保全につきましては、首都圏と近畿圏だけの制度でございまして、首都圏と近畿圏も若干制度の構成が違っております。この流れ、フローで簡単に説明いたしますと、首都圏では近郊整備地帯があって、その中に近郊緑地保全区域を指定すると。その指定された区域につきまして、近郊緑地保全計画を国土交通大臣が決定するというものでございます。

他方、右側の近畿圏につきましては、政策区域の1つである保全区域、これは緑地の保全だけではなくて、例えば近畿圏の場合、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全・開発する区域という広い概念としてとらえた政策区域でございまして、この保

全区域が指定されたものについては、保全区域整備計画を関係府県知事が作成するということが義務づけられているところでございます。保全区域の中に含まれますけれども、そのうち特に緑地を保全する区域につきましては、近郊緑地保全区域ということで指定するわけですけれども、この近郊緑地の保全の計画というのは存在しないというものでございまして、首都圏と近畿圏でそのような違いがございまして。

14ページにその実績等を示してございますけれども、今説明しましたような近郊緑地保全区域制度につきましては、もともとの法目的でありますように、従来からの無秩序な市街地化の防止や生活環境の改善、これが法目的でございますけれども、そういったものに加えまして、例えば大都市における局地的・劇的な気象の緩和等のためにも、この近郊緑地保全の制度を維持すべきではないだろうかというのが1番目のポイントでございます。

それから2番目のポイントでございますけれども、資料のほうでは15ページになります。緑地にかかわる保全に係る制度につきましては、今、説明しました近郊緑地保全区域、これは大都市圏の制度としての緑地の保全の制度でございますけど、それ以外に一般的に緑地保全する制度としまして、都市緑地法というのがございます。この2つの制度を比較しますと、指定目的は近郊緑地のほうが当然ですけど、大都市近郊の広域的な緑地を指定しておりまして、都市緑地法につきましては個々の都市計画区域ごとに指定するというところで、当然指定主体も国土交通大臣と都道府県というふうに違いが出てございます。

それから一番下の指定実績を見ていただきますと、その違いが端的にわかるわけでございますけれども、一区域当たりの平均の面積の規模が全然違う。近郊緑地保全区域の場合、特に近畿で非常に広域にわたって、指定されているということもございまして、非常に広域が指定されているわけでございますけど、都市緑地法の特別緑地保全地区にしましては、1地区当たりの面積が非常に狭い。これは図的にあらわすには非常に難しいんですけども、右側に簡単に図的にこの違いを表現してみました。

論点の先ほどの3の2番目のポイントに戻りますけど、近郊緑地の保全制度につきましては、今説明しましたように、大都市圏に係る近郊緑地保全制度と、それから都市緑地に係る法制度が大きく2つあるわけですけれども、どちらで今後大都市圏の緑地につきまして考えることが適当であるか、とらえるべきかというのが2番目のポイントでございます。

それから、3番目のポイントでございますけれども、近郊緑地を保全すべき区域の指定手続、エリア等についてはどのように考えるべきか。首都と近畿で違いがありますけれども、先ほど申しましたように国が指定することは合理的か。保全のための計画は必要であ

るか。あるいはそれはだれが作成すべきかということで、これにつきましては、先ほどのフローチャートで簡単に説明しました。16ページは他の制度との比較も少ししてみました。これはちょっとご参考にさせていただきたいと思っております。

以上が、近郊緑地に係る3番目の論点でございます。

それから4番目の論点でございますけれども、文化財の保存、観光資源の保全・開発という論点でございます。これは先ほど説明しました政策区域として保全区域という制度がございます。これは近畿圏では先ほど申しましたような保全区域が指定されていまして、実はこれは中部圏でも指定されているものでございます。

お手元の現況図、大きい図でございますけれども、これで見させていただきますと、例えば近畿圏の場合は、凡例でございますように薄緑で囲まれた地域、中心部は緑地として指定されたところですが、周辺の例えば奈良・和歌山のほうで吉野、熊野だとか、あるいは三重のほうで伊勢・志摩だとか、琵琶湖区域だとか若狭といったところが保全区域として指定されています。

それから中部圏のより大きな現況図を見させていただきますと、これも薄緑で囲まれた地域でございますけれども、かなりいろいろな地域、中部山岳区域だとか、八ヶ岳だとか、上信越高原区域、こういったところまで保全区域という形、あるいは富士箱根伊豆区域だとか、こういった区域が保全区域として指定されています。

この保全区域につきましては、先ほど申しましたように文化財の保全だとか、観光資源の開発、それから緑地の保全というのを目的として指定されているわけですが、この指定の実績を見ますと、資料4の17ページの真ん中ほどに表で示してございますけれども、近畿圏・中部圏、それなりの区域は指定されてございますが、この指定はほとんど昭和40年代前半に終わっております。それ以降、ほとんど動きがないというものでございます。

先ほど申しましたように、保全区域整備計画については関係府県知事に作成を義務づけていると。ただ実際、この計画をつくった効果というのは、いろいろな配慮規定といたしまして、いろいろな配慮に努めるみたいな規定は幾つかあるんですが、実態的な効果というのはほとんど見られないというようなものになっているところでございます。

以上、説明しました保全区域整備計画につきまして、論点に戻りますと、観光圏整備、あるいは歴史まちづくりなどの他の制度というのが、いろいろな整備が進んでいく中で、近畿圏、中部圏においてのみ、その保全区域の指定や、その保全区域整備計画の作成は今

後とも必要か。少なくとも各府県が必ず保全区域整備計画を作成すること、いわゆる義務づけまでは必要ではないのかというのが論点でございます。

以上が、資料2と資料4によりまして、論点を説明させていただきました。

続きまして、資料3、A3の折り込んだものをお開きいただきたいと思います。以上、説明しました論点ごとに、現行の大都市圏制度の体系と、それから論点に係る部分というのを俯瞰していただくために用意したものでございます。ここで書かれているのは現行の制度でございまして、バツがついているところ、これは既に廃止なり停止をされているものでございます。

それから、先ほどの論点で、今後とも計画が必要かというか、申しました建設計画、これは近畿圏・中部圏の真ん中のところに大きなクエスチョンマークで書いてございますけれど、こういった建設計画については必要性は低いのではないかと。あるいはその右側にございます保全区域整備計画についても同じように必要性は低い。あまり必要性はないのではないかと。そういうところを我々としては現在考えているところでございますけれども、全体の法制度的なものとか、そういったものの詰めは今後していかなければいけないというふうに思っておりますが、現在においてそういうふうにと考えるところでございます。

それからもう一つは、これは首都・近畿・中部共通してございますけれども、都市開発区域における不均一課税における減収補てん措置、財政措置、こういったものも必要性は非常に低いのではないかと考えているところでございます。

これは事務方でこういったことを今考えているところでございまして、本日の議論もこの資料3、あるいは先ほど説明しました論点等に沿って、特にそういった点についてご議論いただければ、大変ありがたいと思っております。

資料の説明、最後になります。資料5によりまして、1枚紙でございますけど、全体の検討の流れといいますか、スケジュールをご説明したいと思います。

ちょっと説明がおくれましたが、去る6月12日にこのワーキングチームを設置しまして、広域自立・成長政策委員会が開催されました。本日を迎えます。本日のご議論を踏まえまして、事務方としまして、法制面等を含めまして、いろいろな事務局内部及びその関係部局とのいろいろな調整をしながら、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

7月31日、既にご案内しているところだと思っておりますが、この第2回のワーキングチームでは、大都市圏制度に係る見直し案というのをより具体的なものをお示して、具体的

にご議論いただきたいと考えているところでございます。

その後は、これは関係するところということで、地方公共団体等いろいろございますので、地方公共団体との意見交換も事務方で少し進めさせていただきながら、第3回のワーキングチーム、9月ごろを予定してございますけれども、ここでは実際に地方公共団体からの意見聴取といったことも、このワーキングチームでやっていただきたいと思っているところでございます。

第4回のワーキングチーム、10月ごろでございますけれども、大都市圏制度の見直しに係る取りまとめをしていただければ、大変ありがたいと思っているところでございます。

以上、資料についてはご説明申し上げました。以上でございます。

【浅見座長】 ありがとうございます。

それでは大都市圏制度に係る論点等につきまして、各委員よりご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

おそらく、比較の見やすいのは多分資料3なのかなという感じがします。バツは既にないもの、クエスチョンは先ほどご説明があったように、必要がないのではないかという問いかけがあった部分ということになります。

どんな観点からでも結構ですが、何かございますでしょうか。

【大野委員】 私はこの中の論点1、圏域全体の都市インフラ等の総合的・計画的整備ということで、整備計画とか国土広域地方計画とか、こういうものの並存関係についてどういうふうにしていったらいいのかということについて、中部で広域地方計画というものの作成にかかわってきた感じから言いますと、どうもいろいろなもの関係がすっきりよくわからないなという印象を実は持っていて、広域地方計画でつくっているビジョン、これは非常に幅広いビジョンなんですね。

もちろん、インフラという議論の仕方もありますし、産業とかその性格は非常に幅広い。国土交通省だけではなく通産省その他も含めて、幅広い形で考えて取り組んでいく中部のビジョンみたいな位置づけになっていて、大体10年先をターゲットにしましょうと、そういう関係がありますし、それから今度は別に、まさにインフラを今後考えていくというような観点での、このまんなかビジョンというのがありまして、これは実は広域地方計画とある意味で関係なくて、有識者の方々がまた別に議論してつくと。もちろん関係づけているという関係にはなったんですけれども、そういうものと、今度は社会資本整備方針だったかな、というような形で、社会資本重点整備計画につなげていくような、個別プロ

プロジェクトというものを5年をターゲットにしてやっていくと、こんなような三本立てで議論する仕組みになっているような感じがするんです。

広域地方計画の位置づけというのは、さっき申し上げたように、10年先のこの地域の非常に幅広い総合的ビジョンであるという位置づけになっているんですね。ところが片一方にくっついてくるのは、社会資本の中長期の部分と、具体的プロジェクトみたいな形の落とし込み方になっていて、広域地方計画を実際どういう形で進めていくのかなという、幅広い視点の取り込み方というのはよく見えていないというのが、まず印象でございます。

そのよく見えていないという部分と、社会資本へのつなぎ方になりますと、広域地方計画協議会がつくった広域地方計画というものと、社会資本重点整備方針とまた違った形でつくられるわけですね。どういう形でこの実効性、そのビジョン、計画というものを実行していくのかなということで考えていくと、主体といるいるな団体が入り組んでいっちゃんような関係で進んでいくんじゃないかなと。

そういう意味で考えたときに、広域地方計画のこの実効性みたいなものをどういう形で担保しながら、社会資本重点整備とどういうつなぎ方をしていくのかというような部分も含めて、何か考えていってもいいんじゃないのかなという印象がでございます。

それがまず実効性にかかわる話で少しよくわかりにくいなという部分と、それからもう一つ、こういう広域地方計画というものをつくっていくというふうに考えたときに、やっぱりブロックの将来的な自立というんでしょうか、そういうものが将来的に実現していくような形で考えていかなければいけないと考えたときに、自立をつくっていくのは一体だれが主体なんだろうと考えると、地方なのか国なのかというような位置づけで考えると、やっぱり地方が考えていくんだというほうがいいような感じがするんですね。

そういう意味で言ったときに、例えばこの資料3に書いてありますように、都市整備区域、都市開発区域建設計画というような部分で書いてあるんですけど、各区域ごとに知事が作成して国土交通大臣が同意するという、この地方が主体にして計画をつくっていくというような考え方がやっぱり自立のベースになっていなければいけないのかなと。そこら辺が社会資本を進めていく上で、いろいろな計画がつけられていく、その関係が少し見えにくい中で、自立を支える決定の仕組みみたいなものがなかなかうまく見えていないのかなと、そんな印象を持っているということでございます。

【浅見座長】 今、まず広域地方計画のことをおっしゃったのと、3つあるとおっしゃいましたね。広域地方計画とそれから整備計画、これが今我々が議論しているもの。それ

からもう一つが、社会資本の重点計画ですかね。ちょっと社会資本のほうについては、この資料には特にメンションがなかったんですけども、特に大野委員が問題にされたのは、実効性をどういうふうにそれぞれが担保するかということですが、もしわかれば、ちょっとご説明いただけるといいのかなという感じがしますけれども。

【是澤室長】 すみません、説明が不十分なところもございまして。まず先ほど大野委員からお話がありましたように、現在、広域地方計画と各ブロック全国8つのブロック、それから全国10の社会資本重点計画のブロック別の重点方針というのをつくっています。これにつきまして、特に広域地方計画につきましては、参考資料5のほうにも、その現在の状況とかをつけていて、説明が不足したところもございまして、それぞれの協議会において、協議を経るとというのが法律事項でございまして、この協議会において原案をいろいろ検討していただいて、原案をまとめつつあるという段階でございまして。

同じように、それと車の両輪という言い方をしますけれども、広域地方計画のほうはあまり具体的な施設整備については、細かいところまで記述はしてございませぬ。主なものしか記述してございませぬが、一方で社会資本重点のほうは、具体の施設整備まで記述しているというものでございまして、この2つの策定を今進めているという段階でございませぬ。

実効性という観点につきましては、これは広域地方計画の協議会なんかでもよく議論があるところもございまして、この広域地方計画は10年間で実施されるような事業というのが盛り込まれておりますので、実効性はある程度あるものというものが盛り込まれているわけもございまして、その中で例えば優先順位をどうしていくか。どういうふうに進めていくかと、こういったものは引き続き計画が作成された後も、協議会においてモニタリングなどしながら進めていくということになっているところもございまして。

盛り込まれている施策につきまして、国土交通省だけではなくて、国の機関も、ほとんどの省庁の国の出先機関が入っている。あるいは地方自治体も入っているということで、いろいろな機関、国のいろいろな省庁、あるいはいろいろな地方公共団体等のいろいろな事業が盛り込まれておりますので、これを全体として協議会などで議論しながら実施を進めていくというのが、実効性について、どうやってやっていくかということもございまして。

これは我々が今議論しています大都市圏の整備計画、これももともと旧国土庁以来の制度でございまして、いろいろな省庁にまたがるような事業が盛り込まれている計画でございまして、そういうふうにもいろいろな省庁にまたがって、いろいろな事業を変えている

という意味では同じものでございますけれども、ただ本日の議論としましては、広域地方計画はそういう形で今後着実に進めていくということでやっていますので、できれば大都市圏の計画について、どうしていくかというのが、このワーキングチームでの中心的な議論の課題かなと思っ

すみません、説明が不十分かもしれません。

【和田広域地方整備政策課長】 ちょっと補わせていただきます。先ほど、大野委員のほうから、広域地方計画、それから中部のまんなかビジョン、そして重点整備方針、この3つの関係のお尋ねがありました。この3つのうち、まず中部のまんなかビジョンにつきまして、これは三大都市圏の中で、中部だけ自主的につくっている計画になります。中身としてはかなり広域地方計画に近いような将来ビジョンを書いているものではありますけれども、法定計画という意味ではありませんので、法制度の体系の中では、この社会資本重点整備方針と、それから広域地方計画というものが出てまいります。

この2つの関係について言いますと、広域地方計画は10年間の将来像、社会資本整備にかかわらない、全体的な像を描いています。また、それゆえに必ずしも細かなことを一個一個全部書くということではなくて、広域にわたるようなことを書いてあります。

社会資本重点整備方針は、5年間のその社会資本を具体的にどういうふうに進めるかということ、この広域地方計画と、まさに車の両輪となって、その実効あらしめるために、具体的に落とし込んでつくっている計画でございますので、先ほどフォローアップ云々の話はありまして、もちろんそういうことはしっかりやっていくんですが、まずはこの5年間、社会資本をどういうふうにしっかり進めていくのかという広域地方計画の社会資本の部分の実効あらしめるためのアクションプラン的な位置づけもこの社会資本重点整備方針が与えられているものだと思っています。

それからもう一つ、大野委員からお話があった、建設計画みたいな、要するに地域の自立ということ考えたときに、そういうのは知事さんがつくっていくというものがいいのではないかというお話がありました。ここの地方分権の中で、今どういう議論を示されているのかということと言いますと、ほんとうに地域が、自主的に知事がつくりたくてつくると。それは地方分権、地域の自立という中でいいことだろうと。しかしながら、それを法律で知事がつくりなさいと義務づける、指示するという行為は地方分権の流れの中でいかなるものであろうかと。つくる、つくらないは知事が自分で考えて、必要があればやればいいじゃないですかという論点を提示されているという状況でございます。

【林委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

【浅見座長】 どうぞ。

【林委員】 大都市圏整備計画と広域地方計画の違いというのがまだ少しわかっていないくて、というのは一本化するという場合に、完全に同じものであれば一本化したらいいと思うんですね。ところが、大都市圏整備計画で意図しているようなものが、果たして広域地方計画の中で、きちっと議論され、盛り込まれているかどうかというところが、これはおそらく地域によって違うんじゃないかという気もするわけですね。そうすると、例えば一本化するといったときに、かなりオーバーラップしているんだから、一本化したらいいんじゃないかと。負担も軽くなるしというようなことで言い切っているのかどうかというのが、ちょっと気になります。

というのも、例えばこういうものは、どの地方計画であっても盛り込まなきゃいけないとかといったようなことが、これは単なる行政サービスじゃなくて、社会的にいろいろな外部効果を及ぼすようなものですから、そういう意味では一本化するんだったら、一本化する方向で、ある程度広域地方計画にも、こういうものは盛り込んでいく必要があるんじゃないかとかといったようなことが、やっぱり要るんじゃないかと。

だから、なぜ一本化するのかといったときに、もう完全に一緒なんだからということであればいいんですけども、ただ負担の軽減を図るためにということで、もしこれを一本化するんだったら、今後のさらなる議論の中で、こういうところはやはり議論していく必要があるのではないかとといったようなことを、広域地方計画の中で、少し考えていかなければいけないのではないかと。それは、むしろこんなことは考える必要はないんだというのが、大都市圏整備計画の中に含まれているんだしたら、これはそれでいいと思うんですね。そのあたりの議論ができているのかどうかというのが、ちょっと気になります。

それと、義務づけ・枠づけの話ですけども、これは実は先日、地方制度調査会が基礎自治体のあり方ということで、総理に答申を出しました。そのときに出てきた議論が、やっぱり義務づけはやめようと。法律で義務づけるのはやめたほうがいい。だけれども、義務づけなければ、ほんとうにそれをやってくれるんだろうかというのがあるわけですね。

例えば行政サービスを例にとれば、これはもう義務づけなくたって、首長さんがやるかやらないかは決めればいいじゃないのと。ところがそれが、その地域の住民の生活だけにかかわるようなものだったら、それはそれでいいんです。要するに住民が判断すればいいことだから。ところが、こういう地域計画のようなものが、これは果たしてどうなんだろう

うというのも、私はちょっと気にはなるんですね。

というのは、やっぱり計画、例えば今義務づけているからつくっているけれども、これ、義務づけなかったときに、つくらなくても別に支障がないんだろうかと。そのときには、いや、そんなこと義務づけなくたって、すべての県はつくりますよということだったら、これはこれでいいと思うんですけども、おそらく国交省としても、そのあたりを心配なさるんじゃないかという気もするんです。私は分権論者なんですけど、そういう意味ではやはり分権していったときに、ほんとうにそういう形できちっと計画を策定してくれるんだろうかと。必要ないものだったら、それはそれでいいんですけど、他の地域にまで影響を及ぼしてくるようなものについて、きちっとそういう策定をするかどうかというのを、もちろん国が義務づけるんじゃないくて、地域が義務づければほんとうはいいんですね。

ということで、要するに計画の必要性というか、そういうものを地域がどのようにきちっととらえるかどうかということが、それはやっぱり非常に重要なことなので、ただ分権だからという議論では、少し軽過ぎるのではないかというような気がします。

それからもう一点だけ、誘導のための政策、これは例えば不均一課税に対する財政支援だとか、これもどのように考えるのか。つまり、効果がないからやめたらいいじゃないかと考えるのか。あるいは必要ない、むしろ効果があるんだけど、やめたほうがいい。それは効果があることによって、かえってディスターションを起こしているとかいったような、効果があるからよくないんだと考えるのか。それはもともとは効果があることがよかったんだけど、今の時代、効果が出てくると、それはむしろ悪い影響を及ぼしてしまうという問題として、その政策をとらえるのと、いや、効果がないからもうやめたらいいじゃないかというぐあいにとらえるのは、大分違うと思うんです。効果がないからやめたらいいんじゃないかと言うんだけど、効果がないんだったら、別に置いておいてもいいんじゃないかと、私は思ったりするわけです。

これはよく税制で、税の軽減措置と言うんですね。そうすると、税でやっても効果がないうということをよく言うんですけど、実は効果がなければ税収に響かない。つまりインセンティブで政策効果が出てくるんだったら、減収になるわけですね。だけど、効果がなければ減収にならないので、ということはだれも使っていないということだから、別にあったって悪くはないと。むしろ煩雑になるという面ではありますが、実質考えたときにはそんなに大した問題ではなくて、むしろ効果があることが問題だと考えるのか、やっぱり効果はいいことだと考えるのかということで、その政策をしたほうがいいのか、やめた

ほうがいいのかということを考えるべきなのではないかというような、ちょっと非常に抽象的ですけども、そういう感じをしています。

【浅見座長】 ありがとうございます。

一番最初の論点のところで、大都市圏整備計画の意図が、広域地方計画に織り込まれるのかという疑問を出されたんですけども、例えば具体的に1つ2つ何かそういう例というのはありますでしょうか。そうすると、我々考えやすくなりますけれども。

【林委員】 いや、私、広域地方計画で関西でかかわっていないものですから、どのような広域地方計画になっているのかというのをきちっとほんとうは調べなきゃいけないんでしょうけれども……。

【浅見座長】 いや、事実に基づかなくてもいいんですけどもね。例えば……。

【林委員】 例えば広域地方計画はある意味、地方分権的であるということと、それから大都市圏整備計画は、どちらかという政策等と連動しながらやっているということと、いくと、地方主体でやりたいんだけど、実はそれに対する担保、そういうものが地方の側は自由にやりたい、しかも財源もそういう実効可能性というか、そういうものも含めて手に入れたいと考えている。だから、ちょっと主体が私、広域地方計画それ自体は非常にいいことだし、地方の特性を踏まえるということは非常に重要なことなだけで、そういう意味では例えば県全体の大都市圏と地方圏との関係といったような、そういう昔のように大都市圏から追い出して、地方に誘導するといったようなことは、もう必要ないのかもしれないですけども、例えば今、東京一極集中とかという問題がある中で、そういう問題はもちろん国土審議会の全体計画のところで考えるんだろうとは思んですけども、何かそのあたりが、地域計画という形に落としてしまったときに、もう少し何か日本全体にかかわるような問題を、それが大都市圏整備計画の中で、そういう形で盛り込まれていたかどうかというのは、ちょっと私もよくわからないんですけども、何かそこら辺が、ちょっともやもやとしているところがどうもあって、具体的にどうだということはなかなかよく言わないんですけども、ちょっとその辺、これはむしろ今の広域地方計画を見ておられて、そして大都市圏整備計画でこういうところが盛り込まれていたんですけども、これは必要なだけで、広域地方計画ではこういうことが盛り込まれていないといったようなことは、むしろ事務局のほうがご存じて、いや、それは別に構わないんだと考えておられるのかどうかということをちょっと知りたいということなんです。

【浅見座長】 例えばこういうことですかね。何か2つの県で、若干利害が対立するよ

うな県があって、A県はAという政策がやりたくて、B県はBという政策をやりたいたいという場合に、下手すると、広域地方計画ではAとB、両論併記になっちゃうと。そうじゃなくて、ほんとうは大きな圏域で考えると、例えばどっちかをやって、どっちかはもうちょっとアシストするような形で、圏域全体を守り立てるようにしたほうがいいというような場合に、そういうのがなかなか入りにくくなっちゃうと。

【林委員】 はい、それが大都市圏整備計画でそういうぐあいになっていたかどうかというところも1つあるんですね。もし、そういうことが意図されていたのだとするならば、そういうことが広域地方計画の中にきちっと受け継がれているのかどうかというところが、だから一本化してしまって、ほんとうにいいんだろうかというのは、ちょっと具体的にどうということなのかというのが言いづらいんですけども、ちょっと懸念するところがあるので……。

【大野委員】 ちょっと個人的な意見で。

【浅見座長】 どうぞ。

【大野委員】 すみません、議論がうまくかみ合わせられる形でわからないので、言うんですけども、これ、広域地方計画で議論している範疇と、今までの大都市圏制度ということで、人口集中に対する対応策みたいなことで議論してきた形と、やっぱり違う議論の仕方が今の大都市の中には出てきているんじゃないのかなという印象があって、その部分をどういうふうに、今後の大都市圏制度の中で考えていくべきなのかなという視点があってもいいんじゃないのかなという感じが何となくするんですよね。

今後のやっぱり広域的な一国を対象にするようなブロックの自立みたいなことを念頭に置いた議論をしていくときには、やっぱり大都市の機能というのが非常にガバナンス的な意味合いで、大きなものを持つという環境がやっぱり出てこないといけないんじゃないかな。それはその地域の利害を調整するという部分まで、どういうふうに具体的にできるかどうかというのは、よくわからない部分があるんですけども、大都市としてのガバナンス、やっぱり国際的な競争関係の中での優位性を保っていくとか、地域全体のバランスを保っていくとか、都市化だとか自然環境破壊だとかというような部分とのバランスをどういうふうにとっていくとか、いろいろなガバナンス機能というものを地域全体に対して考えていく必要もあるし、あるいはその中の例えば首都機能みたいなものも、東京一極集中との関係の中で、やっぱりある部分はある地域の大都市の中に入っていたほうがいいんじゃないとか、今までの大都市の議論ではない形の議論の仕方が必要になってきて

いるのではないかなと、こんな印象を持っています。ちょっとかみ合っているかどうか分からないですけれども。

【浅見座長】 いや、大いに関係すると思うんです。ありがとうございます。ほかに、どうぞ。

【横張委員】 すみません、お二人の議論にまたかみ合うのか、いま一つ心配なところもあるんですけれども、私、今までのお話を伺ってきて、これまで大都市圏制度のもとでできたことをやってきたということを中心に考えていくのと、本来すべきであると。大都市圏制度という枠組みの中で本来議論すべきもの、あるいは計画していかなければならないものをベースに考えるのでは、やはり少し議論の方向性が違うのかなと思います。

例えば私自身の専門に近い緑地の話なんかですと、実際にこれまで大都市圏制度のもとで指定された広域緑地の区域というのは極めて限定的なわけで、それを守るということだけを視野に入れるのであるならば、必ずしもその大都市圏制度というのを維持しなくても、ここにもありますように、都市緑地法等で受けるということも十分できるところがいっぱいあるだろうと思うんですね。

しかし、一方で本来大都市圏という圏域の中であって、緑地をどう考えていくのかと。そしてその考えのもとにどうあるべきなのかということをしていくときには、必ずしもこれは既存制度、ほかの制度の中でもって受けるということができるとは言い切れないのではないかなと思うんですね。

ですから、本来的にこうした大都市圏制度のもとでやらなければいけなかったこと、考えなければいけなかったことということを前提にしていくと、別にこれまでほかの制度でカバーできてきたんだから、いいじゃないかという理屈には必ずしもならないんじゃないかなと感じています。

【浅見座長】 どうぞ。

【村木委員】 横張先生がおっしゃった、最初にやってきたことをベースにするか、あるべきことをベースにするのかということは非常に大切だと思います。、資料3を見たときに、「？」がついているところは、バツに行きそうなイメージを私は最初持っていました。、ここから考えると、大都市圏制度って多分無くなっていくのかなと。、次を一体どうしていくのかを考える上で、今のお話をお伺いながら、非常にクリアになったなという感じがいたしました。

あるべき方向性とか、必要なものをどのように議論していけばいいのかということから

考えてみると、私がやってきた海外研究で、どうしてイギリスで南東部の計画という、広域圏の計画がありながらも、ロンドンプランという別の計画をつくらなければいけなかったのか。それからオレゴン州で、どうして広域都市圏のメトロがカウンティのバウンダリーは全然無視した形で土地利用計画、方向性というのを目指さなければいけなかったのか。それを考えたときに、人の移動とか、強い経済圏とかを考える際には、解決することのできないことがあるからこそ、首都圏計画のようなものの必要性というのがあつのだと思います。

だとすると、計画論としての方向性を出すだけではなくて、先ほど出てきた車の両輪としての事業性をどう担保していくのか。その場合には、構成行政体のある意味裁量性みたいなものは、もしかしたら制限されてしまうこともあるかもしれません。しかし海外では比較的強い大都市圏をつくるためには、そこまで踏み込んだ議論がされているのではないかなと思います。

以上です。

【浅見座長】 ありがとうございます。おそらくやってきたことと、それから本来すべきことということを考えると、本来すべきことはかなり大きいといえますか、かなり期待は大きいんだろうと思うんですね。ですから、そういう意味で考えると、やはりかなりいろいろな機能がまだ残っているというふうには考えられるだろうと思うんですけども、このあたり、議論の仕方としてどうでしょうか。事務局としてはどういうふう整理するとよいでしょうか。

【和田広域地方整備政策課長】 今までこの審議会に入る前にブロック研究会の段階のところで、かなり広い議論を一回させていただいてきたと思っております。そのときには、これまでベースのお話と、それから本来、今はこの法律に入っていないけれども、本来こういうことをちゃんと議論ないしは着手すべきではないかといったことを両方ご議論いただいていたところかと思えます。

これからの進め方みたいなお話になるわけですが、1つには、先ほど林先生のほうから地方分権の場で言われていることをそのままのみにするのはいかがなものかというお話もありました。もちろん私も、そのままのみにするつもりではないんですが、喫緊の課題としてそういう議論を投げかけられている中で、それに対してどう対応していくのか。どうやっていくのかというのは、まず時間的なかなり短い範囲の中で、しっかり結論を出してやっていかなければいけないことだと思っています。

当然、ここは今ある制度を前提に地方分権の議論をされているわけですから、これまでやってきたことベースで、それをどうしていくのかという議論のことになると思います。ここについては少なくとも早くご議論をしていただいて、収束をさせて、一定の結論を出して、具体のアクションにつなげていくということをしなればいけないのかなと思っておりまして、それに今度は加えて、本来こういうことをちゃんとやるべきであるというご議論ももちろんおありだと思しますので、そういったことにつきましては、タイミング的には少しその後ということにはなるのかもしれませんが、本来やるべきことで、我々大都市圏制度でしっかり担っていかなければいけないということがあれば、そしてそれをきっちり議論して教えていただき、またつくり上げていけるということになれば、2段階のタイムスパンみたいな流れの中で考えさせていただければと思っております。

【浅見座長】 ありがとうございます。

まず1つ、多分、地方分権等の関係で重要だと思うのは、先ほどの林委員がおっしゃった、義務づけを外したことで、非常に大きな障害になっちゃうようなことがないのかどうかという点、これは非常に重要な点だと思うんですね。多分、ちょっときょうの議論で、そういうのを仕切れると思えませんが、できれば次回ぐらいまでに、万が一義務づけしないでやってくれないといった場合に、問題になりそうなことが何なのかということをやっとリストアップして、じゃ、それはこの広域地方計画で何とかなりそうなのか、それともあるいは別の制度で何か対応できそうなのか、あるいはそうじゃないとすると、やはり大都市圏制度ないしはその類似の制度、発展させた制度みたいなので受けざるを得ないのかということをやっと考える必要があるかなと思しますので、先ほどの林先生のご意見は非常に重要だと思いますので、ちょっとこれは一回やらなければいけないと思いますし、もしも逆につくらなければいけないことであれば、義務づけしていようがしていまいが、やらなきゃいけないので、関係ないんですね。それも置いておいていいということになるわけですね。これはちょっと地方分権の議論とはちょっとずれるのかもしれないんですけども、そういうようなことももしかしたらあり得るのかもしれないと伺っていました。

それからもう一つ、先ほど林先生がおっしゃったように、やっぱり重要なと思ったのは3つ目の論点で、効果がないからやめるというよりも、変な効果があるからやめるというほうが重要じゃないかと。そういう意味で考えたときに、今、もしかしたらやめてもいいかなと考えているようなものが、悪影響がある制度なのかそうじゃないのかというのは、

ちょっと考えたほうがいいのかという感じがして、まだそういう意味での検討はちょっとしていなかったように思うんですね。ですから、もしきょうご意見があればそれはおっしゃっていただきたいと思いますが、そうじゃないとすると、次回ぐらいまでにちょっと検討した結果を出していただけるといいのかなと思いました。

それから、もう一つ本来すべきことということを見ると、例えば将来仮に道州制になったときの州政府がすべきことは何かというのを考えることにほぼ等しいのかなという感じになっちゃうと思うんですね。だからある意味では非常に大きな話になると思うんですけども、やはり県だけではできないことというのは実は結構あるような気がして、それは県が協議する場で解決できるのか。ほんとうにそれですべて解決できれば、私はやっぱりそれが一番いいんだろうと思うんですが、解決できない場合に、じゃ、どういう仕組みがいいのか。国が関与するのか、あるいはこういった大都市圏制度みたいな、ちょうど中間帯みたいなものでやるのか、あるいはもうちょっと進んで、州政府的なものに移行するようなことも考えるのか、ちょっとそのあたりはかなり大きい議論になってしまうんですけども、しかも若干長期的な議論にはなるかもしれませんが、実はこの制度はその部分にかかわっているんだろうと思うんですね。

何かほかにありますでしょうか。どうぞ。

【川本国土計画局長】　ちょっと論点の整理をさせていただきたいと思うんですが、資料3をごらんになっていただきたいと思うんですが、今、広域地方計画、ブロックごとにつくっているものでございますが、これは多分一番上のグリーンで塗ってある首都圏・近畿圏・中部圏のブロックの計画に当たるんだと思います。ご指摘のように、この各、1つの都府県の中におさまらない地域計画づくりというのについては何らかの意味での国のコミット、これは全部国が決めるのがいいのか、やり方論というのは別にしても、そういう議論はあるんだと思うんです。そこについては今、先ほど林先生が言った広域地方計画をつくっているんですが、それとダブリがあるのかどうか、あるいはどれくらい一致しているものなのかという検証は、次回までにもう一度ちゃんとさせていただきたいと思います。

その次に問題になりますのが、近畿と中部のところで、真ん中のところに近郊整備区域・都市開発区域建設計画、保全区域整備計画、中部でも都市整備区域・都市開発区域建設計画、保全区域整備計画なんです、特にそのうちの近畿ですと真ん中のところの近郊整備区域・都市開発区域建設計画、中部ですと、左側の都市整備区域・都市開発区域建設計画で、これは各県のエリアの中の県内だけをつくる計画になっていて、その県の中だけ

の計画というのを義務づけておくというのがいかなのかという問題で、これは広域地方計画の議論とは違うんだと思います。

これが廃止をされて義務づけをやめて、つくられなかった時の問題点は、次回ちゃんと整理したものをつくりますが、もともとの問題意識としては、あまり大っぴらに言うのもあれなんです、これ、義務づけにはなっているんですが、もうつくってもらえないんじゃないかという感じが相当あります。実はそれもこの計画にぶら下がり、計画の実効を担保する施策が、もうほとんど意味がなくなってしまって、各都府県つくるメリットをほとんど感じていないという状態に実はなってきたということがあります。したがって、その部分を次回にちゃんと整理をさせますが、どうするかというのは、これは広域地方計画と多分別の議論としてあるんだと思います。

それから次の点として、大都市圏の先ほど区域Aという隣接県の違いというのが浅見座長からお話がありましたが、各県ごとに利害が異なるような利害調整のやり方をどうやるのかというのが、3つ目の問題としてあるんだと思います。この問題についての1つの考え方は、今ある計画行政でそれができているのかどうか。計画行政でやるのが適切なのかどうかという問題意識を持っております。何年か前に都市再生特別措置法ができ上がって、国が政令で地域を指定して、容積だとか何かをいじって、施設整備についても金を投入すると。国がここはどうしてもやらなければいけないというエリアについては、もう都市計画を飛び越えて、内閣の決定でやってしまうという制度をつくりました。多分、その利害調整をほんとうにやろうとすれば、そういうやり方が一番実効が上がることは間違いないんじゃないかと思っています。

その意味で、大変残念ですけど、今の計画行政について言うと、それができているかというと、建前とは別にすると、なかなかそこに至っていなかった。むしろやり方は違うんじゃないかなという思いがあるというのが3点目でございます。

それから林先生が言われた、ここにあります不均一課税みたいな制度についてであります、効果があるのか、むしろ邪魔になるのかという点についても、これも次回までちゃんと論点整理をしたいと思うんですが、都市開発区域において施設整備をどんどんやらせる。後背部、一番外側の部分という政策が今度は今いいのかどうかという意味であるんじゃないかなと思っておりまして、その検証をしてみたいと思っています。現実に使われなくなっているというのは、ある意味、そういう政策の方向性の議論にも多分関係しているのではないかなと思います。それが4つ目です。

それから5つ目、やってきたこととあるべき論というのを分けるのはそのとおりだと思います。あるべき論として、例えば首都圏みたいなところ、近畿圏、中部圏も含めて大都市圏みたいなところについては広域行政体みたいなのが必要なのではないかという議論は常にあるんだと思います。もともと昭和30年代に現在の法制ができるときも、ある程度そういうものは意識しながらつくられたことは間違いないんだと思います。

ただ現実には、今どういう議論になっているかといいますと、むしろそれはまずもって自治体間の協議にゆだねてくれと。近畿なんかは最近、府県の広域連合をつくって一体化するというような動きも出てきていますし、首都圏なんかは首都圏の知事さんがみんな集まって、県際のところの調整もやろうという動きも出てきています。

したがって、その部分についてはまだ答えが出ているわけではありませんが、初めから国が出ていくというやり方がいいのかどうか、最後のバッファとしてどうするのがいいのかという議論というふうに僕は承知しておりまして、その場合には今ある計画のフォローアップというやり方なのか、むしろ都市計画みたいなものについて、最後国が出ていくという仕組みなのか、それから実効で都市再生特別措置法みたいな格好で、政令で指定していくというやり方なのか、いずれにしてもやり方論のところでは処理をするしかないのかなという気がいたしております。

ちょっと今まで論点を随分ご議論を整理していただきました。そのことについての私どもの今の時点での考え方ということでお話をさせていただきました。

【浅見座長】 どうもありがとうございます。ほかに。どうぞ。

【横張委員】 すみません、次回が私ちょっと海外出張なものですから、欠席させていただくので、論点の頭出しということで、2点ほどフォローさせていただきたいと思うんですけれども、1つは先ほどのやってきたことなのか、あるいはやるべきことなのかという話の延長でございますけれども、今までやってきたことの背景にあった社会的な役割とかあるいは機能とかが変わってきているという事情に対して、今後我々がやっていくことをどう考えたらいいのかということも1つ、論点としては考えておかなければいけないことなのではないかなと思っております。

また緑のことで例に申しますと、広域的な緑地って、従来は都市の拡大抑制というのがいわばトッププライオリティーの機能であって、そういった観点からの整備なり保全指定ということがなされてきたと思うんですけれども、今問われている、あるいはこれから問われていくことの大きなポイントは、おそらく温暖化対策ということなんだと思うんです

ね。そのように広域的な緑地の持つ機能が今変わろうとしていると、トッププライオリティーの機能が変わろうとしているときに、これまでやってきたということをどう保全していくのかという観点で考えていくと、これは下手をするとミスリードになってしまいかねないなというふうに思うんですね。

ですので、そういった意味で、そもそもそのことを考えるに当たった背景となっている社会のありようとか、あるいはその機能・役割が変わってきているということをどう取り込んでいくのかというのは、論点として必要なのではないだろうか。そしてそれにとっての最も適切な受け皿は何かということを考えていくことが必要なのではないかと思うのが1点であります。

それからもう一つは、広域地方計画のほうで受けられるんじゃないかと。分権のもとで、都道府県ベースで考えていけばいいんじゃないかという議論がある。それは私も基本的にはそのとおりだと思うんですけども、そうした分権の流れが単に計画の視野のある程度限定的になっていくということだけではなくて、計画スパンの時間的な短縮ということをももし意味するんだとしたら、これはちょっと危険なことではないかなと。国が関与する必要があるんだろうかというご質問もございましたけれども、例えば国が関与することによって、50年、100年の計の中でもって考えることが、地方においていくと、どうしても末端の顔が見えてきてしまうがゆえに、10年ぐらいの中で費用対効果を考えてしまうことになってしまうと。もしそういうことだとするとすれば、やはり一方において50年、100年のスパンの中でもって考えていく受け皿というのがどこかにあるべきんじゃないかと私は思っていて、だからどうしろということではございませんが、そういった観点からの検討も必要なのではないかと思うということで発言させていただきました。

【浅見座長】 ありがとうございます。おそらく先ほど村木委員がおっしゃった、例えば南東計画でしたか、忘れましてけれども、それがあってもかかわらず、ロンドン計画があったのはなぜか。これはおそらく、ある種の国策として、あの地域を特に開発しなければいけないという必要性があって、なおかつそういう実効的な手段をつけようということで、新しい制度ができたのかなと思うんですが、ですからそういう意味では、今、横張委員がおっしゃったように、社会的な役割が変わってきて、特にある地区に対して、国なら国、ないしは国以外もあるかもしれませんが、それが関与する必要性が高まっているところがあるのであれば、それはそれで、多分こういうある種の圏域制度というのがやはり意味を持つということになるんだろうと思うんですね。

ですから、今おっしゃったスパンのほうというのは、むしろ時間的なスケールとして、下手するとどうしても近視眼的になるものを少し遠視眼的にということだと思んですが、もう一つ社会的な役割の変化という意味で考えますと、もしかすると緑地という意味での変化もあるでしょうけれども、もう一つは地域としての、地域の役割の変化みたいなものがあって、それが特にある時期、非常に重要になって、何かしなければいけないということなのかもしれないと思います。

ちなみに、ちょっと私わからないんですが、ロンドンの計画というのは、あれは時限計画ですか。それとも……。

【村木委員】 いや、違います。

【浅見座長】 そうですか。そうすると、ある意味では似ているわけですね。ありがとうございます。

ほかに何か論点がございますでしょうか。どうぞ。

【大野委員】 今の社会、いろいろな変化の中で、大都市として考えていくべき点が変わってきているんじゃないか。そういうものを取り入れていくべきではないかという形の中で、この論点の紙を見ていて、総合的・計画的整備とかというような議論と、近郊緑地、それから文化財、こういうような論立てで議論していく形になっているんですけども、やはり安全・安心ということが、今後の大都市の中で当然考えていくべき議論になっているんじゃないのかなという感じがいたします。

例えば中部なんかで言うと、日本で最大のゼロメートル地帯という、これをだれがどうするのかということを見ると、個別の市町村では多分対応し切れない問題になるだろうなど。そういうことも含めた安全・安心というものをまずどういうふうにとらえるかという議論の仕方もありますし、それをどういうふうに大都市制度の中に取り入れていくということも論点としてあってもいいのかなという気はしました。

【浅見座長】 ありがとうございます。どうぞ。

【林委員】 特にこういう地域計画とか都市計画ということになってくると、やはり責任が伴うんだろうと思うんですね。ですから、分権ということで、例えば国が義務づけて、あるいはこの地域はこうあるべきだということを地域に強いるということは、これは今の時代の中で非常に難しくなっているし、ただ地域と一体になってそういうことを進めるということを、地域が判断するんだったら、国が積極的にそういう政策を講じるということに関しては、全然問題がないと思うんですね。だから、やはり国の役割というのはやっぱり

りあると。

そして一方で、自由度を高めていったときに、地域における責任というのをやはり私はもっと明確に打ち出していかなければいけないのではないか。これは非常に重要な計画であるんだけど、義務づけをやめた途端にそれをしなくなるといったようなことは困るわけですね。それが県内の計画であったとしても、当然それは隣接県にまで影響したりとかということなるわけですから、それはやはり地域で、そういうことも意識しながら計画をやっぱりつくってほしいわけです。

ですから、義務づけをやめるときには、やはり一方でそういう責任が伴うんだということもきちっと言わないと、ただ義務づけはよくないからやめますということだけでは、おそらくこういう計画に関しては後でまた非常に支障が出てくると思いますので、そのあたりも、これは要するに義務づけをやめて全く何も問題がないのか、やめたときにどういう問題が起こってくるのかという予想の中で出てくる問題であろうということが1点。

それから広域行政主体、これをどうするのかというところで、これも地制調の議論でちょっと恐縮なんですけれども、広域連携がもっとすすみやすくするような環境整備をしましょうということで、例えば具体的な例として、監査制度の事務局を今、小規模自治体は財政的にも非常に負担がかかるので、義務づけてくれという議論があるんです。今は任意なんです。義務づけてくれと言って、義務づけると今度は交付税でみてもらえるからという話があって、でもそれはできないよと。

そこで、じゃ、共同でそういう事務局を設置したらどうか。今の自治法上はそれができない。だから、そういうこともできるような制度改正をして、もっと組織を共同でつくるとかいったようなことができるような制度にしたいと。そうすると、例えばこういう計画の段階で、今でもできるのか。よく総合計画は各自治体がつくっていたとしても、広域行政は必要だというようなことは、さらっとは書かれてはいるんですが、実は大都市圏に行くと、もう隣接して連担しているところでは、そういう意味ではもっと広域的な何か計画をつくっていく必要があると思うんですね。そういうものが今の制度内でできるのかできないのか、あるいはできないとするならば、どうすればいいのかといったようなことも、同時に、やはり進めていかなければ、それは計画の実効可能性というか、実現可能性、あるいは実効性ということを保証するためにもやはり必要だろうというような気もいたしますし、そのあたりまで踏み込んで、少し何か考えていかなければならない時期に来ているのではないかと。

そうすると、例えば緑地を保全したいと思っても、今はなかなかやっぱり土地に対する意識が日本の場合に私的な所有権という問題にまでかかわってこなきゃいけない。そうすると、今までやろうとしてきたんだけど、これは制度の障害は制度を変えればいいんですけど、そうじゃないような場合で、なかなかそれが障害になってうまく進んでいないといったようなことも、今後どうするんだということもやはり意識をしていかなければならない。

だから、あるべき姿もさることながら、今までやってきたんだけど、できなかったということが、一体どういう背景があってできなかったのかということも、もうそろそろ何か議論しないと、これだけ人口が減少していく中で、もっと効率的な国土をつくっていくというようなことを考えたときには、それもやはり何かメスを入れていかなければいけないんじゃないかという、ちょっとこれはこの研究会とは違う領域かもしれませんが、そんな気がしております。

【浅見座長】 共同化できるような環境をいろいろ整備するというのは、これはやっぱり、おそらく最終的には国がやっていかざるを得ない、国交省がという意味ではないんですけど、もうちょっと大きくなるんですが、最終的にはやっぱり国がやっていかざるを得ない部分かなという感じがしますし、そのときに多分1つキーになるのは、財政的な面を例えば2つの県が何らかのことをする場合にそれを何かうまく財政的に調整するような仕組みがあれば、例えば片方を開発して、片方を開発抑制することが実は抑制したほうにも収益が入るみたいな。そうじゃないからこそ、何か空港をいっぱいつくったりとか、あまり具体的なことを言っちゃいけないのかもしれませんが、そういうことになったりするんだと思うんですが、ですから、そういう仕組みは社会制度としてやっぱり国がつくらざるを得ないんだと思うんですね。これはほんとうは財務省とか総務省とかいろいろなところがかわるんだと思いますが。

ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

【村木委員】 先ほど局長に挙げていただいた論点の中で、利害調整のところをお伺いしながら思ったことです。土地利用計画上での利害調整を考えたときに、仮に地域で利害調整をすべてを実現していこうと思うのであれば、隣接行政体との調整をどのようにするか。だれかが、第三者が入らなければ、ほんとうの調整ってなかなかできないのではないかなという感じが1つしたので、この利害調整の難しさが結構あるなと思いました。

あと、広域行政のところをお伺いしながら、以前アメリカにいたときに、オレゴン州で

自治体連合、カウンスル・オブ・ガバメントの難しさ、土地利用調整上の難しさという話を伺ったことがあります。首長が変わると方向性が変わり、そして協議の場で賛成したのに、持って帰ると、それがひっくり返され、それから調整に非常に時間がかかるということを大きく指摘されていました。

一方、広域行政のほうは議論するときに、首長同士の駆け引きが非常にあるなというのは、見ながらいつも思っていました。そういった駆け引きを見ながら、最終決定を広域行政体が議会の中でやっていくというところに公平性と、あと広域圏でどうあるべきなのかという議論がされているという点で、いいところはあっても、地域の視点に立てば、地方自治体の権利が小さくなってしまふ。この辺、一体公平性の観点からどうあるのが日本では一番いいのかなというのは、なかなか正解が見えないなという感じはいたします。

【浅見座長】 ありがとうございます。ほかに何かありますでしょうか。むしろ今度は資料3のクエスチョンマークのほうのお話を大分したと思うんですけど、クエスチョンマークがついていないところ、クエスチョンマークがついていないところというのは、先ほど村木委員がバツに近いとかとおっしゃいましたけれども、むしろ……。

【村木委員】 クエスチョンマークがついているところが、そういうふうに感じてしまいました。。

【浅見座長】 感じるということですね。逆についていないというところは、丸に感じてしまうのかもしれないですけども、このあたりについて何かご意見がありますでしょうか。特に横張委員、次回ちょっとご欠席なので……。

【横張委員】 はい、すみません。

【浅見座長】 これは積極的に残すべきだとか、何かあれば。

【横張委員】 バツもクエスチョンもついていないところが、近郊緑地の話が多いので、そこについて多少コメントさせていただきますと、先ほども申し上げましたけれども、やはりこうした広域的なスケールの中でもって緑地を考えていくというときの1つの大きなこれからの論拠というのが、いわゆるCO<sub>2</sub>の排出権の問題、特に今、排出権取引の問題ではないかと思っております。そう申しますと、じゃ、温対法もあるんだし、そっちの枠組みの中でもって考えればいいじゃないかと言われがちなんですけれども、しかし、特にこういう都市圏における緑というのは、例えば里山がそうでありますように、管理を前提として初めてそうした機能を発揮する場であるケースが多いわけですね。そうしますと、管理をいかに継続させていくのかといった議論と、その温対法絡みの中でもってCO<sub>2</sub>の

排出削減を図っていくという話というのは不可分であるということが大きな特徴として挙げられると思います。

そしてまた同時に、そうした空間というのは例えばC O P 1 0 が今度開かれますけれども、生物多様性という観点からもやはり非常に大事で、かつ生物多様性という観点から考えても、やっぱり管理の継続ということが必須であるという空間になるんですね。こうなるとまいますと、単に温対法で行けばいいじゃないかとか、あるいは個別法の中でもって何とかすればいいじゃないかという話じゃなく、やはり共通のプラットフォームとして、そもそもこういう緑地を広域的にどういうふうに保全するのかということがまずあって、そのプラットフォームの上に乗って、例えば温暖化という観点からすればこうだ、生物多様性の観点からすればこうだ、あるいは首都圏のヒートアイランドに代表される気候緩和からすればこうだ、あるいは安全・安心からすればこうだ。そういったものがどんどん乗っていくといったような重層構造の中でとらえていくことが必要なんだろうと思います。

ですので、今申しましたように、そうしたプラットフォームとしての役割というのは、それが果たして現行のこうした大都市圏制度なのかどうかということとはちょっとありますけれども、いずれにせよ、かなり広域的な視点の中における大きな制度が必要であるということが言えるのではないかと考えております。

【浅見座長】 今おっしゃった温対法等のことで言いますと、例えば空間的な配置みたいなことは、全く温対法で考えているわけではないわけですね。

【横張委員】 そうですね。

【浅見座長】 まさにこちらのほうの緑地というのはどこに残すか、どこに置くべきかということなので、まさに配置の問題等になるわけですね。

【横張委員】 はい、そのとおりですね。

【浅見座長】 ですから、そういう意味ではちょっと違う観点をまさに提示しているのかなと思うんですね。

【横張委員】 おっしゃるとおりだと思いますね。

それからもう一つ、温対法というのはやはりどうしても総論として、総量としての話になってしまって、浅見委員がおっしゃったように、どこに森なら森があるのかと。そのどこにあるかということによって、その機能が変わってくるということを必ずしもあの中ではフォローされていないわけなんですね。しかし、実際の森を目にすれば、奥山にあるのと、里にあるのと、あるいは平地にあるのとではやはりその意味が違ってくるといったと

ころをきちんと踏まえながらということになると、やはりこうした枠組みが必要であるということになると思いますね。

【浅見座長】 もう一つ、もしかして重要かもしれないのは、水源としての森林というのがあると思うんですね。

【横張委員】 もちろんそうですね。首都圏などはまさにそうですけれども、首都圏を取り巻く森林地帯というのは、ほとんどが水源として大変重要な役割を持っているわけでして、水という観点もまさにおっしゃるとおりだと思います。

【浅見座長】 ありがとうございます。ほかに何か。どうぞ。

【大野委員】 先ほど、局長の話の中で、中部圏開発整備計画の中で、都市整備区域・都市開発区域建設計画とか、こういうものはほとんど昔つくられたままで、特に変わっていないということなので、残すべきなのかどうかという議論の仕方だったような気がするんですけど、私、中部の立場で考えてみたときに、非常にやっぱり大きなインパクトのある変化が起こるんだろうなと思っていまして、東海北陸自動車道というのが完成したと。これが4車線化ということも含めて動きが出てくる。それから経済的な形でも、従来の先進地域に対する太平洋側とのネットワーク化の問題もありますし、それからアジアを中心にした北陸とのネットワーク化という動きがありますし、これが多分、東海・北陸を軸に動いていくような仕組みに多分なっていくだろうなと。

現実には東海環状自動車道なんかができるときも、非常に大きく工業団地とか工場の進出が沿線沿いにブワッと広がっていったというようなこともありますし、そういう意味での産業地域、都市地域というものが変わっていく可能性を大きくはらんだ局面になるんだろうなと考えたときに、こういう都市整備区域・都市開発区域の建設計画というものは、ある今までのプロセスの中では、最初につくってあまり変わってこなかったというような現実だったと思うんですけども、今後変わっていく可能性が大いにあるんじゃないのかな。そういうような意味で考えたときに、こういうものを残していてもいいのかなという感じはしていたんですけども。

【浅見座長】 先ほどの局長のご指摘というのは、仮に変わったとしても、実際に計画して意味を持たないというか、地方にとって全くメリットがないというところが問題じゃないかと。だから、何かそういうことに誘導するような仕組みがついているのであれば重要かもしれないんだけども、そうじゃないとしたら、やはり廃止せざるを得ないのではないかというご指摘だと思うんですが、そういう計画をつくるメリットみたいなところに

ついては何か、どうでしょうか。

【大野委員】 そうですね。

【浅見座長】 ほかに何かございますか。この工業団地等については、やはりクエスチョンマークがついていないんですが、このあたりはどうでしょうか、何か。

【横張委員】 どうしてついていないんですかね。

【浅見座長】 なかなかわかりにくいかもしれませんが、これは積極的に残す理由というのはどういう……。積極的じゃないかもしれないけれども、消極的かもしれないけれども、クエスチョンマーク等がついていない理由というのはどういうことでしたか。

【是澤室長】 2つ、不均一課税と工業団地造成事業の比較で言いますと、工業団地造成事業のほうにつきましては、今やっている機能を他の制度で完全にカバーしていないのではないかと、先ほどちょっと比較でお見せしましたように、工業団地造成事業に固有の都市計画事業としてやるようなインセンティブというのがついているというのが、ある一方で、不均一課税につきましては先ほど言いましたように、企業立地促進法でかなりカバーされてきている。そういった比較をしまして、ちょっとクエスチョンマークの位置を考えたところがございます。

【浅見座長】 その社会的な機能としてはどうなんですかね。まだ大分あるという感じなんですか。

【是澤室長】 実績につきましては、先ほど一覧表でお見せしたとおり、今現在も2つぐらいの事例がございまして、そこの既に開発したところをさらに今後拡張するとかいうのがあれば、またその対象になりますけれども、新規でどんどん出てくるという感じでは必ずしもないのではないかと考えています。

【和田広域地方整備政策課長】 この工業団地のほうにつきましては、これが収用適格事業になっていることから、用地提供者への税制特例、これ資料4の11ページにつけてありますけれども、5,000万円控除という機能があります。実際、どのくらいこれが使われているかといいますと、現段階では滋賀県の一工業団地について、今、この直近のところと言うと1つなんですけれども、ただそれはそういう開発が今行われているのが1個というだけであって、潜在的にほかの制度ではカバーできない機能というのが、この工業団地造成事業による工業団地の造成手法にはあると考えていまして、そこが先ほど固定資産税のほうの不均一課税や何かでは、ほかによりすぐれた制度が向こうはあるので、機

能が大体できているかどうかという観点で言うと、工業団地の造成事業と、それから固定資産税の不均一課税というのは少し土俵が違うのかなと。

ただ、先ほど林先生がおっしゃられたように、ディストーションという観点からは十分な分析ができてはおりませんけれども、積極的な今果たしている機能という点で言えば、今申し上げたとおりです。

【浅見座長】　　ちょっと間違えているかもしれませんが、おそらくこれできた背景というのは、多分、工業というのが非常に都市を発展させるのに重要なドライビングフォースみたいな時代に、特に地方に工業をいかに開発していくかということで、例えば工場等の制限の制度とか、あるいは逆に郊外部についてはこういうようなインセンティブをつけていったんだろうと思うんですね。

そういう意味で言うと、工場等の制限法が廃止されたのにあるように、若干、時代的な趨勢としては、それがドライビングフォースであるというふうにならなくなってきたという状況があるので、そのときに例えば今日どうしようというのは、5,000万円というのがほんとうに適切な値なのかどうか、多分このあたりが少しまだ検討の余地があるかなという感じはいたしますけれども、このあたりはどうなのでしょう、先ほどのディストーションという意味から考えると。

【林委員】　　ですから、そのディストーションが起こることがメリットだということで、あえてそういう差別課税をやるわけですね。だから優遇すると。ところが、もうそれが時代に合わなくなってきていると。つまりほかの用途もあるにもかかわらず、工業団地だけでこういう優遇措置があるということになれば、これは非常に問題だということになる。だから、浅見委員がおっしゃったように、かつてはやはり工業がこの地域を引っ張るんだというようなことがあったので、当然これはある意味ディストーションを起こすことが目的だったということが言えるわけですね。

でも、これがもしも今はもうディストーションを起こさない、つまりほとんどこういうのは使われないようになってしまっているということであれば、結果としてディストーションは起こっていないわけですから、そういう意味ではもう弾性値ゼロなので、あってもなくても構わないという話なんです。

だから、そんなに税法上とか、あるいは租税特別措置として、非常にこういうのが目立って、今はもう工業ではないだろうというようなことの中で、まだこういう優遇措置をやっているということが、非常に印象、イメージの問題として出てくる可能性はあるので、

これはいかなものだろうと。もし、効果がないだったら、私はどちらでもいいと思っているんですけど、ただイメージとして、こういうものがあることがほかのことに対して非常に差別的に扱っているというように、しかもあまり効果がないのという、世間一般のイメージですね。そういうものを避けるためにも、クエスチョンマークにしたほうがいいのかもしいかなという感じはします。

【浅見座長】 あるいは、もう一つの考え方として、工業団地じゃなくて、もうちょっと何か違うものにしていくというのも、なかなかこれも法制度改革になりますから、そう簡単じゃないだろうと思いますが、あり得なくはないのかな。例えば、廃棄物を何か環境的・合法的に処理をするとか、おそらく新たにもしかしたら今後地域を引っ張るかもしれないし、あるいは国全体として必要になるかもしれないようなものについて、だけれども、地域でもしかしたら反対される、ないしは抵抗がある場合に、それはやっぱり大きなディストーションをつけざるを得ないわけですね。何かそういうのに内容を変化させるというのもあり得るかもしれませんね。これはちょっと大きな議論になっちゃうので、簡単ではないかもしれません。

【林委員】 その前に、やはり国が決め打ちで、これだったらオーケーということが果たして地域の实情に合うかどうかという問題があるので、むしろ地域が考えられるような仕組みができないだろうかということだろうと思うんですね。ちょっとその辺、なかなか難しい。ただ私は、地方として手を挙げない自由があったり、あるいは断る自由があるんだったら、国は別に全然遠慮せずにやったほうが良いというようには思っています。

【浅見座長】 実際、原発をつくるときのすごい補助の制度というのは、まさにそういうものですね。

ほかに何かございますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、議事の2、その他に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

【是澤室長】 1点だけご説明したいと思います。先ほど既にスケジュールでご説明いたしましたが、この第2回のワーキングチームにつきましては、7月31日金曜日の午前10時から開催させていただく予定でございます。場所等については、また追ってご連絡を差し上げたいと思います。

以上でございます。

【浅見座長】 どうもありがとうございます。何かご質問がありますでしょうか。よろ

しいですか。

それでは大体時間になりましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【是澤室長】 どうもありがとうございました。これをもちまして、第1回の大都市圏政策ワーキングチームを閉会いたします。もしお手元の資料でお荷物になるようでしたら、その場に置いていただければ、事務局から送付いたします。

以上でございます。どうもありがとうございます。

【浅見座長】 どうもありがとうございました。

了